

平成29年8月23日

		所属	学術文化財課
件名	文化財の県指定について		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県指定有形文化財（彫刻）の指定 1件 <ul style="list-style-type: none"> ・「木造 聖 観音像及び諸尊像 五軀」 <small>もくぞう しょうかんのんぞう しょそんぞう ごく</small> ○ 県指定有形文化財（工芸品）の指定 1件 <ul style="list-style-type: none"> ・「銅鐘 一口」 <small>どうしょう いっこう</small> ○ 県指定有形文化財（考古資料）の指定 2件 <ul style="list-style-type: none"> ・「かんかん塚（茶塚）古墳出土 馬具 六点」 <small>づか ちゃづか ぼく</small> ・「小井川遺跡出土 五輪塔部材 六点」 <small>こいかわ ごりんとうぶざい</small> ○ 県指定無形民俗文化財の指定 1件 <ul style="list-style-type: none"> ・「下吉田の流鏝馬祭」 <small>やぶさめまつり</small> 		
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県教育委員会は、平成29年8月23日に開催された定例教育委員会において、平成29年7月28日に開催した山梨県文化財保護審議会から「県指定相当」として答申された文化財を県指定の有形文化財（彫刻、工芸品、考古資料）、無形民俗文化財に指定することを決した。 なお、この文化財の指定に係る効力は、県公報の告示のあった日（9月上旬頃を予定）から生じることになる。 ○ 今回の指定により県指定文化財は531件となり、うち、有形文化財は358件（彫刻63件、工芸品65件）、無形民俗文化財は19件となる。 		
		学術文化財課 文化財保護担当 055 (223) 1792 内線 8513 詳細については 文化財保護担当 055 (223) 1792 有形文化財（彫刻、工芸品） 内線 8514 有形文化財（考古資料） 内線 8511 無形民俗文化財 内線 8513	